

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会C） 第3回作業部会
日時・場所	平成24年8月3日（金）市役所4階402会議室
会議参加者	部会員 泉谷委員、相坂委員、藤本委員、石垣委員 事務局 桑山課長、広中主査、佐々木主査、大林主任 傍聴者 なし

○開会（司会：桑山課長）	
各部会は、少人数のため事務局で進行役をさせていただくということで、本日の進行役は私がさせていただきます。それでは、第3回のC部会を開催いたします。	
はじめに、事務局から資料の説明をお願いします。	
（事務局） 本日は資料を2種類用意しています。A4横長の資料「市民の権利・役割・責務、議会の責務に関する意見交換」は、C部会における前回までの議論の経過をまとめたものです。もひとつは、前回までの議論で大体の規定ぶりがまとまりましたので、逐条解説のようなかたちで文案を作成したA4縦長の資料3枚です。本日は、最終的にC部会から委員会に出すこのA4縦長の資料3枚の内容について議論をしていただければと思います。	
（司会） それでは最初に「市民の役割」について、進めていきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。	
（事務局） 「市民の役割」なのですが、前回のたたき台から議論した内容に修正したものに書き換えてあります。もう一度確認をしていただいて、文章として座りやつながりが悪かったりするところなどを修正していただければと思います。このC部会の結果を委員会に戻すのは9月上旬ですので、まだ期間があります。今回は部会としての成案化となりますが、委員会に出すまでの期間で気が付いたところなどがあれば、ご連絡をいただければと思います。	
それでは、「市民の役割」について確認をしていきます。「第1項 市民は、自発的にまちづくりに参加し、及び提案することができる。この場合において、市民は、自らの行動と発言に責任を持つものとする。」「第2項 市民は、市政に関する情報の提供を受けるとともに、自らも情報の取得に努める。」「第3項 市民は等しく行政サービスを受けるとともに、その費用の応分を負担する。」掲載しなければならない部分として、第1項の「無責任な言いつばなしではなくて、責任をもってください」というようなことを文章にして書いてみました。第2項については、「情報の提供を受ける権利がある」ということがひとつと、一方で「自らも積極的に情報を取得するよう努めること」というのを書いています。第3項については、行政サービスの受益と負担について書いてあります。「運用」では、さらに具体的な中身について書いてあります。ここについては、説明や事例を掲載するところなので、より良い例示等があれば出していただければと思います。	
（委員） 第1項の文章の収まりが悪いように感じます。	
（事務局） 前回の意見の中で、提案するということはまちづくりに参加しているということに含蓄	

されるのではないかという意見がありました。

(委員) 「提案する」は必要ないように思います。提案という言葉を強調したいのかどうかということだと思います。一方で、「参加」提案するということが含蓄されているのを読み取る力がないと伝わらないことになってしまいますね。

(委員) 協働というなかで「参画」という言葉をよく使われますが、いかがでしょうか。

(委員) 「参画」には企画立案というのが入っているということですね。

(事務局) 以前の議論で「参画」については、協働の項目のところで書こうということになるので、市民の役割では「参加」にしてはどうかという意見があったかと思います。

(委員) 参画について後述するというのであれば、ここでは参加とわかりやすくしておくのが良いということになりますね。

(事務局) いずれにせよ、条例全体のなかでも調整することになるかと思います。

(委員) 「参加することができる」だけでも大丈夫のように思います。

(委員) 協働の項目で参画が出てくるということですが、後は全体のバランスを見て後で考えればよいと思っております。そうすると「及び提案」というのは削っても大丈夫なのではないかと思えます。

(委員) 私の前回部会のメモでは、「市民は、自発的にまちづくりに参加し、市政に対して提案することができる」となっています。

(事務局) そうすると「提案」というのを残すことができますね。その時の議論では、その後さらにシンプルにするために「市政に対し」というのを削ったことになったのだと思います。

(委員) 「市政に対して」を入れた文章にするか、全く「提案」というのを削ってしまうかだと思います。シンプルにしたほうが良いとは思いますが、「提案」ということを強調したいかどうかということでしょうね。

(司会) 「市民は、自発的にまちづくりに参加することができる。」と「市民は、自発的にまちづくりに参加し、市政に対して提案することができる。」どちらが良いかということですが、皆様はいかがでしょう。

(委員) 具体的なことをイメージしたとき、市政に提案するというのはどのようなものがあるでしょうか。

(委員) 参加すると必然的に市政に提案することになりますね。

(委員) 市民がどれだけ「参加」ということに対して思いをもっているのかということになりますね。言われたから参加をしてみるということもあるかと思います。

(委員)	市政への提案といったことについては、協働の項目で強調されれば良いと思います。
(委員)	一方で「まちづくりに参加」だけだと意味がぼやけてしまい、軽い感じを受けます。
(委員)	私はあっさりシンプルにまとめたほうが良いと思います。
(事務局)	シンプルということであれば、「参加」を「参画」にしてしまうということも可能ではないかと思います。
(委員)	そうですね。「参画」にすると市政に提案という意味合いも出てくるように思います。あとはどこまでこの項目の文面で表現したいかということになるかと思います。
(司会)	市政に対して提案することができるという表現は非常に積極的なイメージがあります。
(事務局)	提案できるということを強調するかどうかということだと思います。「参加する」で提案すると解釈させるのか、あるいは「参画」という言葉を使うという方法もあるかと思います。一方で、「提案できる」と書くことによって、しっかりと表現ができるのだろーうと思います。解釈云々という心配はなくなり、条文だけで明らかな内容となるかと思います。
(委員)	この条文に「及び」という言葉だけを削るといのはいかがでしょうか。「参加し、提案することができる」
(事務局)	そうすると「提案することができる」は何に提案することができるというのがわからなくなってしまいます。「自発的に提案することができる」なのか「まちづくりに提案することができる」のか、あいまいになってしまいます。
(委員)	以前の部会での議論でも、及びをはずした条文だとかかかるところがあいまいになってしまい、わかりづらいという話しになったのだと思います。
(事務局)	ここの「参加し、及び提案」を削って、「参画」とするとどうでしょうか。というのも、後段の部分の「この場合において、市民は、自らの行動と発言に責任を持つ」となっておりますが、「参加」だと軽い感じになってしまうのですが、「参画」にすると責任も出てくるのではないだろうかと思います。
	一同賛同。
(司会)	第1項については、「市民は、自発的にまちづくりに参画することができる。この場合において、市民は、自らの行動と発言に責任を持つものとする。」ということになります。
(司会)	では、第2項についてですが、「市民は、市政に関する情報の提供を受けるとともに、自らも情報の取得に努める。」については、いかがでしょうか。
(委員)	第2項はこのままで良いと思います。
	一同賛同。

(司会) それでは、第3項「市民は、等しく行政サービスを受けるとともに、その費用の応分を負担する。」というのについては、ご意見はあるでしょうか。
(委員) 前回「等しく」というところについて、「すべて平等に」と勘違いされるのではないかと いう意見がありました。
(事務局) そこについては、解説でしっかりと説明をしたいと思います。
(司会) それでは、市民の役割の文案については、第1項の一部変更がありました。第2項、第 3項は、今回の案の通りということで、よろしいでしょうか。
一同賛同。
(司会) それでは、議会の役割についての説明を事務局から説明をお願いいたします。
(事務局) 議会の役割について、説明いたします。「第1項 議会は、市政の重要事項の意思決定を するとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担う。」のなかで「監視し、けん 制する」という書きぶりが、違う表現がないかと前回の部会で色々と議論しましたが、最終的 にはこの文言に落ち着きました。また、他市でも、同じような文言を使っているところが多い ということもあります。
続いて「第2項 議会は、市民及び市とともに、協働のまちづくりを進める役割を果たすた めの改革を進める」この項が前回から大きく書き換わった部分ですので、もう一度議論してい ただければと思います。
このC部会として、「改革」という他市であまり使われていない言葉を入れましょうという ことになりました。
(委員) この部会では、市民が参加しやすい議会にしていってもらうというメッセージを込めたい と思っているのですが、それが伝わるのかどうかということですね。
(司会) その点については、趣旨及び解釈でも説明をしていることになっていますね。
(委員) けん制をするというのはどのような意味なのでしょう。
(事務局) いわゆるチェック機能的な役割というものです。運用に説明を書いてありますが、予算 審査、決算審査というのは、執行状況の審査ということになります。一方で、けん制というの は、議会には、100条委員会のように調査権がありますので、何かあった場合、調査権を発 動するぞというようなことが、抑止力になるという考えです。
(委員) 前回の字種だと、けん制という言葉は、相手の動きを封じる、威圧する、抑制するとなっ ております。前回の議論でも、違う文言がないのだろうかとなり、色々代わりとなる文言を 考えましたが、出て来ませんでした。しかし、けん制という言葉は威圧的な表現ですね。
(委員) たしかに勘違いをされてしまう表現のように感じます。現在の市議会は、本来の市議会の あり方とは違って、国会と同じようなことをしているように感じます。議員提案というのがほ とんどなされていないようですし、行政がしていることを前向きに評価するといったことも必

<p>要のように思います。</p>
<p>(委員) 市が間違っただけの方に向かっている場合には、力は必要だとは思いますが。</p>
<p>(委員) 現在の市長が、市民の広場などを通して、あれだけ市民の声を聞いて回っているのであれば、議員より市民の声を聞いているというように感じます。本来は、両方の立場を見据えながら、議論をしていくというのが、議会あるいは議員の役割だと思います。</p>
<p>(事務局) 議員の役割の中に、市民の意見を聞くというのを書くことになっています。はじめに議会という機関について書き、その後に機関を構成する議員について書くこととしています。</p>
<p>(委員) 議員同士で議論を交わすというのが、現在はほとんどないように思います。その部分を変えていってもらえるようなメッセージが表現できればと思います。</p>
<p>(事務局) 一般的に二代表制を説明する時、ともに住民の代表である執行機関である市長と議会とが独立して対等な立場で、相互にけん制すると言います。</p>
<p>(委員) 理屈としては理解できるのですが、けん制という言葉がどうも良くないですね。</p>
<p>(委員) 確かに緊張感が必要だとは思いますが、けん制という響きが仲良く出来ないように聞こえてしまいます。一緒に何かを作り上げていくことができるのだろうかと感じてしまいます。</p>
<p>(委員) 一方で、監視だけでは物足りない、その結果やはり「けん制」という言葉が必要ということで、前回落ち着いたのですよね。</p>
<p>(委員) 例えば、議員同士が議会や委員会などの中で、ひとつのテーマについて議論を交わす。その中で答えを出すのに困り、執行機関が呼ばれ、執行機関としての意見を出すという関係があった上でのけん制であれば良いと思うのですが、現実としては、そのようになっていないように思います。</p>
<p>(委員) そのようなことが前提のうえでのけん制であって、その前提がない場合はけん制にはならないということですね。それであれば、前段の部分で「市政の重要事項の意思決定をする」と共に「市政の重要事項については議論をして」そのうえで、「市の事務の執行を監視し、けん制する」とするという書き方もあるかもしれませんね。</p>
<p>(事務局) おそらく議員間の議論の役割を課するのは、「議員」自らとなるように思います。</p>
<p>(委員) 議長及び委員長も役割でもあるように思います。</p>
<p>(司会) 「けん制」という言葉については、如何でしょうか。他の市町村の自治基本条例を改めて確認してみると、けん制という言葉を使っているところが多いです。</p>
<p>(委員) 「けん制」という言葉が好きではないのですが、他の言い方もみつからず、他市町村も多く使っていることから、この「けん制」という言葉以外にはないとあきらめています。</p>

<p>(委員) 本来の議員同士の議論がなされている公開型委員会であれば、緊張があってよいと思うのですが、現実としては、市長側が提案したことに対して、追求するのみとなっています。</p>
<p>(委員) 確かに追求しているだけで、そこから何も生まれないように思います。抑えるところも必要なのですが、気がなげれば、つぶれて終わってしまう。そんな感じがします。</p>
<p>(事務局) 前は悪いものを封じるということなので、それは良いのではないかという意見がありました。</p>
<p>(委員) 悪い方向に向かってるものを封じてもらうのは良いのですが、何が悪いのか、どのようにしていくと良いのか、代替となるような提案も議会にはしてもらいたいという気持ちがあります。</p>
<p>(委員) 執行機関が色々と提案することに対して、我々市民の意見としては、この部分がおかしい、従ってこのように議員提案します。というような中で、市政執行部と議論をするのであれば分かります。現実には、提案してきたものに「反対」を唱えることだけしかしない。</p>
<p>(委員) 反対をすることによって、抑止力にもなるのですが、代替案が欲しいと思います。</p>
<p>(委員) 栗山町や登別市などは議会改革をしているので、少しずつ変わってきていると聞いています。</p>
<p>(委員) 栗山町の議会改革の取り組みについてホームページをみてみますと、「監視型議会からの脱皮」となっていますね。</p>
<p>(委員) 栗山町は議員の方々が、まちのなかにどんどん出て行っているところだと思います。以前、白老町の話もさせていただきましたが、白老は地区町内会連合会が集まって、そして各地域から地域課題を出す、その中で急ぐものなどを行政機関が整理をするという取り組みをしております。その過程で議員も参加しているのです。</p>
<p>(委員) 積極的に提案を行うというような書きぶりはないでしょうか。提案型の議会というようないかな。</p>
<p>(委員) 「議会は、市政の重要事項の議員間の議論を促し、意思決定をするとともに」としてはどうでしょうか。</p>
<p>(事務局) この項では、二つことを明記しています。議会が意思決定機関であるということがひとつと、チェック機能をもつことをかいています。あまり長くなるようであれば、分けたほうがよいかもしれません。</p>
<p>(委員) あまり細かく書かなくても良いように思います。「開かれた議会」運営に努めるといった風を書くのはどうでしょうか。要は参加型のものといったことが伝わればと思います。</p>
<p>(委員) 「けん制」の代わりに「チェック」という文言はいかがでしょう。けん制だと抑えるという意味あいしかないので、チェックだと善悪をみていくという意味合いが出てくるのではないのでしょうか。良い方向に向かえば、抑止力は必要ないということです。</p>

(委員) 二つに分けては如何でしょうか。「議会は、市政の重要事項の意思決定をする。」に議員間の議論を促すということを加える項と「議会は、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担う。」という項と分けてみるとどうでしょうか。

(事務局) そうすると、どちらの文章も、文末は「役割を担う」で結ぶこととなるので、ひとつの項で書いても良いのではないかということになるように思います。

(司会) 第1項については、一つの文章で書くか、二つの文章に分けるのかということになるかと思いますが、如何でしょうか。

(委員) 一つの文章で書いたほうがすっきりして、読みやすいように思います。

(事務局) 「けん制」という文言に引っかかっているのだと思うのですが、文言はさておき、文章はこの案のとおり、一つにしているほうがすっきりしており、良いかと思います。

(司会) 「けん制」に代わる言葉として、先ほど「チェック」というのが出てきましたが、どうでしょうか。

(委員) 「チェック」という言葉も、どちらかという監視に近い意味合いになりますね。前回も、色々議論しましたが、やはり「けん制」という言葉以外にここに当てはまる言葉がないように思います。

(事務局) 「けん制」という文言については、何度も色々議論をしたというような状況も委員会に報告し、委員会でも考えてもらうというのはどうでしょうか。

(委員) 前回の部会でも、議員間の議論があまりなされていないように感じるという意見が出ていたかと思います。その部分も盛り込んではいかがでしょうか。

(委員) 議会の役割として、議員間の議論について盛り込むということでしょうか。

(事務局) 議員間の議論について、議員の役割の中で明記するのはどうでしょうか。

(委員) 議員の役割とすると、議員個人々人へのメッセージになるかと思いますが。議会の役割とすることによって、議長、委員長にも議員間の議論について、促すということになると思いますが。

(委員) 議員の役割で伝えたいことは、議員間の議論なのでしょうか。市民の意見を議会にもってくるとこのようにも思います。

(委員) 市民の意見をもってきて、議員間で議論をするということが必要なのだと思います。現在の執行機関は、市民の広場といった様々なかたちで市民の声を拾っているように思います。市民の意見の把握に努めるということについては、議員の役割としても必要なことですね。

(事務局) 議員間の議論については、もっとしてほしいという気持ちがあるかと思いますが、本来

<p>は、議員側が自主的にしていくものだと思います。市長側から議員間で議論しなさいということや議会改革をするようにということは言いづらい部分があるかと思います。自ら改革しようとする必要があり、議会改革について議会も取り組んで入ることから、あまり干渉すべきところではないように思います。この条例も最終的には市長側からの提案という形で出てくることとなりますので、議会については、基本的な部分のみ書けばよいのかなと思います。</p>
<p>(委員) 確かにこの条例については、市長側からの提案というのは形式にはそうなのかもしれませんが、市民で協議したうえで作成したということから、市民からこのような声があったと理解されないでしょうか。</p>
<p>(事務局) まちづくり基本条例に書く議会の役割というのは、まちづくりを行うプレーヤーとして市民が、あるいは市長、職員、議会があります。まちづくりのなかで、このような役割を担ってほしいという思いで書いていきますと、いろいろと注文は出てきてしまうとは思いますが、まちづくりを皆で協働するにあたって、議会はどのような役割をするのかというのが主眼となりますので、議会をこのようにしようというのは、ここでは書きづらいように思います。</p> <p>2項については、「改革」というのを使いたいというのが部会としての意見であるかと思います。後は、どのように改革という言葉を使うのかということだと思います。前回の議論では、議会はきちんとしていないので、改革をしなければいけないとは書けないので、その立場ではないところで書いていこうとなったかと思います。議会は、市民及び市とともに協働のまちづくりを進めるための改革を推進する、というような。「役割を果たす」というのを抜いてしまうとシンプルになるかなと思っています。</p>
<p>(委員) 「議会は、市民及び市とともに、協働のまちづくりをすすめ、議会改革に努める。」くらいまで書いてみては、いかがでしょうか。</p>
<p>(事務局) 前回でも話しが出てきていましたが、「議会改革」というと今の議会が悪いから議会改革を進めると言うってしまうようなものです。</p>
<p>(事務局) 議会改革をすすめなさいというメッセージではなくて、この条例ができたことで、このような役割があるので、それを進めてほしいということになるのではないかと思います。</p>
<p>(司会) 「改革」という言葉が出てくるだけでも、他市町村にない新しい書きぶりとなっていますね。第2項について、現在二つの案が出ております。「議会は、市民及び市とともに、協働のまちづくりを進めるための改革を進める。」という案と「議会は、市民及び市とともに、協働のまちづくりを進め、議会改革に努める」という案が出ております。</p>
<p>(事務局) 議会改革検討協議会というのを立ち上げて進めているところなので、「議会改革」という言葉に抵抗感を感じるかもしれませんね。</p>
<p>(委員) 改革という言葉を外した場合を考えてみたのですが、「議会は、市民及び市とともに、協働のまちづくりを進めるため、開かれた議会を進める」というのはいかがでしょうか。</p>
<p>(事務局) 協働のまちづくりをするためにも、開かれた議会でなければならないということですね。</p>
<p>(司会) 函館市なども「開かれた議会運営」という文言を入れており、「改革」という言葉で言うと、</p>

登別市や石狩市で「議会改革」として使っていますね。「改革」という言葉を残すのか、「開かれた議会」とするのか、その二つになってきておりますがいかがでしょうか。

(事務局) 「議会改革」という案にして、出してみましようか。

(委員) 悪いことを言っているわけではないので、書いていけないことはないと思います。

(委員) 前回傍聴にきていた議員の方は、結局議員になれるのは、退職者など生活を確保されている方に限られてしまう、一般の労働者が参加できる議会になっていないので、そこに問題があるというような意見を言っておりました。そのように考えると、議会が夜間などにあつて、仕事が終わってから参加できるというのは、理想ですね。

(事務局) 三笠市は「議会は市の意思決定機関であることを常に認識し、民主的、効率的な行政運営を監視することにより、市民に信頼される議会の実現に努めなければならない」となっております。「市民に信頼される議会の実現」と書くと市民から信頼がないように聞こえてしまいますね。

(委員) 人口減少や財政状況等が厳しいところは、皆さん一生懸命ですよ。例えば白老町などは、高齢化が進んでおり、将来、様々な課題を抱えることは必須と見られている。そのような中、議会を含め一緒になってまちづくりに取り組んでおり、非常に参考となります。

(事務局) 第2項については、「議会は、市民及び市とともに、協働のまちづくりを進めるため、議会改革に努める。」ということはどうでしょうか。第1項については、「けん制」について、代わる言葉がないかどうか色々と議論をしましたが、委員会でも議論をしてもらおうということでは報告したいと思います。

(司会) それでは、第1項については、案のままで、「けん制」の代わりとなる言葉を委員会でも検討してもらい、第2項は「議会は市民及び市とともに、協働のまちづくりを進めるため、議会改革に努める。」と報告するというところでよろしいでしょうか。

一同賛同。

(司会) それでは、議員の役割について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議員の役割については、前回の部会で作成した案から変更はございません。「第1項 議員は、議会が前条に規定する役割を果たすことができるよう公正かつ誠実に職務を遂行する。」「第2項 議員は、議会の意思決定にあたっては、議員としての倫理観及び使命感を持って総合的な視点に立って判断する。」「第3項 議員は、行政課題の調査研究及び市民意見の把握に努め、自らの活動内容を市民にわかりやすく説明する。」となっております。

しばらく期間を置いて、改めて文章を確認してみるといかがでしょうか。第1回目の部会で出たキーワードをほぼ盛り込み、つなげた文章で前回の部会に作成した案のままとなっております。

(司会) みなさん如何でしょうか。

(委員) 議員間の議論はないですが、大丈夫でしょうか。

(委員) 議員間の議論はないのですが、まちに出てわかりやすく説明するといったメッセージは盛り込まれているので、大丈夫ではないでしょうか。

※議員の役割については、変更なしということで一同賛同。

(事務局) それでは、委員会に出す前に本日議論した条例案や解釈などを加筆・修正したものを皆様にお送りしますので、確認していただき、何かあればご連絡をいただければと思います。